

昭和 5 0. 1 2. 1 6

北海道行政書士会

雑 感

会長 野 崎 幸

私達行政書士は本来国と国民の間において双方に対する有能な代弁者であり、機能的な円滑油であります。然し現実では国民の日常生活における規律は民法を始めとし、その法的規制は未だ微々たるもので、大半は人間関係において整理されているのが現実で、実質的な法律による解決は法の不備はもとより、国民の法的無知とあいまってその比重はほんとうに少ないものであります。それが今日の行政書士に反映されているものと考えます。吾々行政書士制度を監督し、育成して国民の当時者間又は法的な日常生活の事実行為による手続を公簿に対し、現実的に反映させ、国民生活を安息ならしむべき地方公共団体がなんら手を施さず放置されているのが現状だと断言できます。

簡潔に云えば、役所の窓口で本人の意志による手続をすべく出頭しても、今日的役人が単純な書式による手続と文章を強要し、個々の具体的な事案による現実的な法的手段を教えず、結果としては重大な損失を蒙っている国民が潜在的に如何に多いかを吾々がよく知っている事実であります。又、これを官庁の窓口サービスと称しているのも事実です。

又、吾が国の封建的な国民性の土壌に育った役人根性の中でトップエリートで役所を卒業したOB達が行政書士法を踏みじり、事務組合等を作ったりして生活の安定化を計っているのが現実であり、一般の役所出身、又他の行政書士が受けているこれらの被害は重大なものがあります。

結論を云えば、ここまでに至った責任は私達にもあることを認識し、どのような手段で社会的地位の向上、業務の確立を図るかにあると思います。周囲の事情ははっきり云って諸団体は人数的には少なくとも金権力又は官庁に対する発言力は強大で、つけこむ余地は私達の数による力をどう利用するかだと考えます。

私は現在自販連問題、食協の問題について札幌支部の政治連盟の力を借りて進めています。これらはその1例ですが如何に今後政治力を強大化させ、マスコミを利用するかが吾々将来の成長の肥料になるかを考え執行部の皆さんと相談して進めてみたいと愚考します。

年計報告について

会則第75条の規程により昭和50年度(自1月～至12月)の処理事件数を別紙により報告して下さい……報告期限1月末日

- (1) アンケート欄……業務指導を行うための重要な資料となります。あなたがどの専門部に所属したかを○印でお答え下さい。2以上の専門部を希望されてもよいです。
- (2) この年計報告は「税の資料には提供しません」会務の運営、会員指導の重要な資料となるので、正確に記入して下さい。
- (3) この年計報告はご承知のように会則上、会員は報告の義務があります。机の中に入れておかないで必ず報告して下さい。

行政書士業務のPRを「北海道広報資料」に
掲載されます。

道地方課、広報課に野崎会長から先般来特にお願していたところ、このほど次の文案(道地方課起案)で「北海道広報資料」に掲載されることになりましたから、お知らせします。

1. 掲載の時期
道広報課の編集計画に従いますが、早い期間に掲載されます。
2. 道広報資料の配布先
道の出先機関全部と各市町村全部
3. この広報資料に掲載されたときには各支部長に1部宛送付いたします。同時に各市町村が発行する公報に転載してもらい、一般住民にPRするよう要請します。

記

「行政書士」の業務について正しく理解しましょう

最近、行政書士の資格を持たない人が行政書士の業務を行っているとの話を耳にしますが、これは行政書士法違反となりますのでご注意ください。

官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を他人に作成してもらう場合は、行政書士に依頼して下さい。


行政書士は道が実施する行政書士試験に合格した人や、弁護士、公認会計士等の資格を有する識見豊かな人ですから安心してまかせられます。

現在道内には約1,100名の行政書士があり、その事務所は「行政書士〇〇〇事務所」の表札と「北海道行政書士会会員証」を掲示しており、報酬は知事の認可を受けた額以内です。

行政書士の行う業務報酬等についてお聞きになりたい場合は下記の事務局に御照会下さい。
(総務部、地方課)

区分	郵便番号	会長(支部長)	事務局所在地	電話
北海道行政書士会	060	野崎 幸	札幌市中央区南2条西4丁目 小原ビル4階	011 221-1221
支 部	札幌	065 佐々木 四郎	札幌市東区北30条東1丁目 国際商事棟内	011 752-0130
	函館	040 黒島 宇吉郎	函館市千歳町27番15号	0138 22-3165
	小樽	047-01 奥山 五三郎	小樽市朝里3丁目1	0134 54-8304
	空知	068 竹内 茂一	深川市4条6番20号	01642 3-2647
	旭川	070 荒 慶次郎	旭川市4条10丁目 富国生命ビル 高野観光棟内	0166 23-4131
	留萌	077 ねじがね 裕二	留萌市幸町1丁目3	01644 2-2106
	宗谷	097 丸山 大典	稚内市中央3丁目14-18 坂巻次郎方	01622 3-3312
	網走	094 今野 藤男	紋別市幸町3丁目27番地	01582 3-3861
	室蘭	050 桑原 茂之助	室蘭市東町1丁目19番10号 室蘭行政事務センター内	0143 44-8495
	苫小牧	053 早坂 三郎治	苫小牧市旭町1丁目4番11号	0144 32-8360
	日高	059-24 金田 誠	新冠郡新冠町字本町38	014647 2445
	十勝	080 野際 莊一	帯広市西18条南2丁目6 柴山信一郎事務所方	0155 37-4520
	釧路	085 森谷 嘉一郎	釧路市千歳町2-7	0154 41-8224
	根室	086-18 井上 半蔵	目梨郡羅臼町栄町119	01538 7-2230

行政書士が取扱っている主な業務は次のとおりです。

-  **農地**
農地法関係許可申請
国有農地借受、転用借受、買受申請
現地目証明の手續
 -  **民事**
戸籍関係手續、外国人登録、帰化、出入国
管理関係手續、賃貸約書、賃貸書、不取申請、始末書、告訴状等の作成
 -  **風俗・衛生**
風俗営業の許可、病院・薬局開設許可
食品衛生法関係申請、貸屋営業
旅館、公衆浴場、興業等の営業許可
 -  **自賠責**
交通事故による自賠責保険金請求の手續
交通事故による損害賠償請求の手續
示談書の作成(示談行為には参与しない)
 -  **労務**
労働基準法による届出、許可申請
健康保険、厚生年金保険の手續
労災保険、失業保険
 -  **建設・土木**
建設業許可申請
道路位置指定申請、道路使用許可
公共用地使用許可、河川敷地使用許可
 -  **運輸**
自動車運送事業免許
(トラック・ハイヤー・タクシー)
自動車登録、検査の申請
運転免許申請、更新の手續
- (この業務は大分類したものです、詳しくは行政書士にお尋ね下さい)

(総務部地方課)

本会の会則改正認可のお知らせ

本年度の定時総会、臨時総会で議決された会則の一部改正について道知事に認可申請中のところ、このほど次のように認可されましたのでお知らせします。

記

1. 認可の年月日、番号
昭和50年11月12日付(本会受付11月18日)
地方第1,256号指令 北海道知事名
2. 認可の内容
 - (1) 会則第10条の別表第1号改正
入会金「1万円」を「2万円」に改める。
 - (2) 会則第38条改正
綱紀委員「5人以内」を「10人以内」に改める。
 - (3) 会則第55条第1項の別表第2号改正
室蘭支部を「室蘭支部」と「苫小牧支部」に名称と区域を改めた。
 - (4) 会則第75条(第75条を第76条とし、以下順次1条ずつ繰り下げ、第74条の次に次の1条を加える。)を設ける。
会長は、遵守義務などを履行しない会員に対し、必要があると認めるときは報告を求め、または業務について注意、勧告することができる。
 - (5) 会則第54条の別表第3号の一部改正

北海道行政書士会の報酬額

種 別	単 位	報 酬 額		摘 要
		現 行 額	改 正 額	
1. 考案を要しない文書の作成	1枚	300円	300円	摘要文は現行どおり
2. 考案を要する文書の作成	1枚	600	600	
3. 特に考案を要する文書の作成	1枚	1,000	1,200	

会則第7条改正

条文中、「本会に対し登録手数料として金5,000円を納めなければならない」とあるを、「本会に対し行政書士法施行規則第13条に規定する自治省令で定める登録手数料を納めなければならない」と改める。

この会則第7条改正は、現行通り手数料金額を明示することが判りやすく具体性をもつということ、更に自治省令で定める登録手数料は限度額を示すものであるから会が定める額を示す必要があり、本件だけ認可が保留されました。

この条項は別に重要とするほどのこともないので次期総会で本案の取扱いを協議する予定にしました。

51年度会則改正について

本会の会則は、昭和35年9月30日制定以来37年、40年、42年、46年、48年、50年に亘ってそのつど徹底的に部分改正を行い今日に至っていますが、全体的にみた場合、新しい時流に沿うためにはかなり改正を要すべき点があることから、51年度総会に提案の予定で次のように会則改正基本計画策定に着手して業務を進めています。

記

- 第1次着手 各副会長、各部長から夫々改正試案を作成して提出する。(1月末日まで)
- 第2次業務 会長、副会長、各部長、道担当者によって各試案を総合的に検討してまとめる(2月上旬)。場合によっては特別委員を委嘱附託することも考えています。
- 第3次業務 理事会、支部長会に諮って原案を決める。
- 以上の手順で改正案をまとめるようにしておりますが、一般会員の方々からも改正点のご意見を賜わりたいと存じます。(1月末日までに事務局までご提出下さい)

日行連顧問、相談役、委嘱される

日行連顧問、相談役が決まりこのほど次の方に夫々委嘱状が送られました。

日本行政書士会連合会顧問ご委嘱名簿

北海道関係

1. 衆議院議員

所 属	党 派	ご 芳 名
1 区	自 民 党	地 崎 宇 三 郎
2 区	”	佐々木 秀 世
3 区	”	田 中 正 己
4 区	”	三 枝 三 郎
5 区	”	中 川 一 郎

2. 本会会員 相談役

支 部	会 員 名	摘 要
札 幌	佐 藤 幸 之 助	叙勲者
"	渡 辺 慶 吉	役員功労者

利用するとお得くです
中小企業退職金制度

この制度は退職金制度をもつことが困難な中小企業に国の援助で、大企業と同じような退職金を支払うことができるようにすることを目的としています。昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度で、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定と企業振興の発展に役立てることをねらいとされています。

補助者を置く行政書士事務所も該当するので、お考えになったらいかがでしょう。

詳しくは次にお問い合わせ下さい。

道労政課、商工課、商工会議所、商工会、金融機関

業 務 資 料

1. 個人タクシー許可の資格要件が次のように改正されました。

(申請書の様式も変わりました。末尾の照会文をよく読んで下さい。)

札幌陸運局公示第24号

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の資格要件について

当局管内における一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の免許及び譲渡・譲受の認可に関し、道路運送法第6条第1項の基準のうち、事業区域、年令、運転経歴、事業計画等についての具体的基準を下記のとおり定めたので、公示する。

昭和50年11月18日

札幌陸運局長 小林 源 治

記

1. 事業区域

次の各市のうち1市を事業区域とするものであること。

札幌市、旭川市、函館市、釧路市、小樽市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、北見市

2. 年 令

申請日現在で35才以上65才未満のものであること。

ただし、35才以上40才未満のものにあつては、次の各号の基準のいずれかに該当するものであること。

- (1) 申請日現在10年以上無事故、無違反により北海道警察各方面本部長の表彰又はこれと同等以上の官公庁から表彰(申請する事業区域を管轄するものから受けた表彰に限る。)を受けたものであること。
- (2) 申請日現在で申請する事業区域において、次に掲げる基準のすべてに該当するものであること。
 - ① 他人に雇用され、自動車(運路運送車両法第3条の規定による普通自動車又は小型自動車4輪以上のものに限る。以下同じ。)の運転を専ら職業とした期間(3.運転経歴に掲げる方式により算出したものをいう。)が10年以上であること。
 - ② 上記の①の期間に、ハイヤー又はタクシーの運転を専ら職業とした期間が5年以上含まれていること。
 - ③ 申請日を含み、申請日前継続して3年以上ハイヤー又はタクシーの運転を専ら職業としているものであること。

3. 運転経歴

次に掲げる基準のすべてに該当するものであること。

- (1) 自動車の運転を専ら職業とした期間が、次に掲げる方式により算出して10年以上であること。
 - ① 申請日前25年以内における経験を算入する。
 - ② 他人に運転専従者として雇用(個人タクシーの代務を含む。)されていた期間に限り算入する。
 - ③ 申請する事業区域で、申請日を含み、申請日前3年以内に2年(④の換算前の年数とする。)以上を含め、5年以上の運転経歴があること。
 - ④ ハイヤー又はタクシーを除く一般旅客自動車運送事業の運転経歴は $\frac{2}{3}$ 、その他の自動車の運転経歴は $\frac{1}{2}$ に換算する。

(2) 申請時において、有効な第二種運転免許(普通免許又は大型免許に限る。)を有すること。

4. 法令遵守状況

- (1) 過去5年間次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 道路運送法第4条第1項、第45条第1項、第45条の2第1項又は第101条第1項の規定に違反する行為(無免許営業、無許可営業、無届営業又は有償運送)により処分を受けたものでないこと。
 - ② 申請者の不法行為により、申請者を使用しているものに道路運送法違反による処分を受けさせたものでないこと。
 - ③ 道路交通法の規定により運転免許の取消しの処分を受けたものでないこと。
 - ④ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法、その他上記に準ずる法令のいずれかに違反する行為により処分を受けたもの

でないこと。

- (2) 過去3年間に上記(1)以外の道路運送法又は道路交通法に違反する行為により処分(道路交通法の規定による反則金の納付の場合及び反則点を課せられた場合を含む。)を受けたものでないこと。
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる違反行為により現に公訴を提起されているものでないこと。

5. 資金計画

次の各号に掲げる金額の合計額を自己資金として確保できるものであること。

- (1) 設備資金 40万円以上(ただし(3)を除く。)
- (2) 運転資金 40万円以上
- (3) 自動車々庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車々庫の確保のために要する資金。

(4) 保険料

自動車損害賠償保障法に定める保険料(保険期間は13カ月とする。)と人身事故について1事故当たり保険金2千万円以上の自動車保険(任意保険)にかかる保険料の年額又は補償額2千万円以上の事故共済制度の掛金の年額との合計額。

6. 住居、営業所

次の各号に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 申請する事業区域内に申請日前継続して1年以上家族とともに居住しているものであること。
- (2) 申請する事業区域内にあり、住居と営業所とが同一であること。
- (3) 住居に永続性が認められるものであること。

7. 車庫

次の各号に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 申請する事業区域内にあり、住居との距離が通常の経路で500メートル以内であること。
- (2) 有蓋であること。
- (3) コンクリート又はアスファルト等で舗装されていること。
- (4) 自動車の点検のための施設及び照明施設並びに洗車設備があること。
- (5) 内のりが間口2.5メートル、奥行5メートル以上あること。
- (6) 隣接する区域と明確に区分されていること。
- (7) 当該車庫の面する道路が車両制限令に抵触しないものであること。
- (8) 当該車庫の面する道路が私道の場合にあつては、当該道路の通行について使用の権限を有すること及び接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (9) 建築基準法、消防法、都市計画法、農地法、その他関係法令に抵触しないものであること。
- (10) 確保の見通しが確実であること。

8. 健康状態

官公立医療機関において、胸部疾患、心臓疾患、血圧等について診断を受け、当該事業の遂行に支障のない状況にあること。

9. 運転に関する適性診断

自動車事故対策センター(札幌陸運局長の管轄する区域内の主管支所又は支所に限る。)又はこ

れと同等以上の検査機能を有すると認めて札幌陸運局長が指定した機関において運転に関する適性診断を受け、当該事業の遂行に支障のない状況にあること。

10. 法令及び地理に関する知識

道路運送法、道路運送車両法その他の関係法令及び関係地域の地理について、個人タクシー事業者として必要な知識を有すること。

11. その他

- (1) 使用車両は4扉で新車(事業の譲渡、譲受にかかるものを除く。)であること。
- (2) 当該申請について、公示後の事業計画変更は認めないものとする。

附 則

1. この公示は昭和50年12月18日から適用する。ただし昭和50年12月17日以前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。
2. 昭和46年7月1日付け札幌陸運局公示第17号(以下「旧資格要件」という。)は、昭和50年12月17日限り廃止する。
3. 旧資格要件により免許をうけた事業者にかかる期限更新の申請事案については、なお従前の例による。
4. 申請書の様式等については別に定める。

照 会 事 項

個人タクシー許可申請を取扱う会員のために特定の用紙ですから本会で申請書用紙を一括作成し、希望会員に販売することを計画しています。

それで、一応希望の必要部数をまとめたので、必要とする方は、今後の所要数を考えて1月8日迄に「ハガキ」で購入希望数を申し込んで下さい。(本会事務局宛に)

希望数量があまり少ない時は作成は困難です。

業務研修部から各支部にお願い

本年4月から各支部で行われた業務研修会は、札幌支部2回、函館支部4回、空知支部2回、旭川支部1回、苫小牧支部1回、網走支部2回、釧路支部1回の実績です。いろいろな都合で実施できなかった支部もありますが、本年の業務研修事業計画は各支部毎に地域の实情に則した計画で自主的に行ってもらうようにしております。できる限り多く開催して下さい。都合により本会の主催とすること、又講師の派遣等については遠慮なく本会にお申込み下さい。

会 員 の 慶 事 (おめでとうございます)

11月3日菊香の文化の日に叙勲を受けられた会員の栄誉をご紹介申上げて共に喜びを分かちたいと思います。

昭和50年11月3日 叙勲 勲3等瑞宝章

叙勲を受けた方

住所 札幌市北区北30条西13丁目845番地

森 川 照 雄 先生（70歳）

森川先生は大正15年1月網走刑務所看守に就任以来昭和41年3月退職まで、盛岡、横須賀、高知、網走、岡山、函館、札幌刑務所長を歴任して、41年余に亘り一貫して矯正業務に尽された功績を上申されました。

退職後昭和42年8月行政書士、同年11月司法書士として開業現在に至っております。いままなお若々しくお元気で業務に活躍中。

10月29日下賜 紺綬褒章

旭川支部長、荒慶次郎先生は昭和50年6月更生保護会事業運営費として、財団法人日本更生保護協会へ多額のご寄付をされた事で受章されました。

会 員 の 訃 報

札幌支部 池田勇助 50.12.6逝去、函館支部 川尻外治 50.11.25逝去
謹しんで御冥福をお祈り申し上げます。

会員の慶、弔は必ず事務局までお知らせ下さい。

図 書 斡 旋 の ご 案 内

昭和50年度

農地法関係法令集

農務部農地調整課 監修
北海道 農地開発部管理指導課

北海道農業会議発行

価格1冊2,000円 送料200円

北海道の農地行政を詳しく集録された最高の良書です。農地業務を取扱っている方は、是非お求めになるようおすすめいたします。

1. 斡旋部数は現在100部を確保しておりますから、申込み順に送付します。（事務局渡しもいたします）
2. お申込みは代金に送料を添えて、本会事務局に申込みして下さい。着金後直ちに送付します。